

議第150号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成30年11月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を
改正する条例

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「, 長の選挙における」及び「並びに議員及び長の選挙におけ
る」を「,」に改める。

第7条前段中「長」を「議員及び長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関
する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙に
ついて適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前
の例による。

提案理由

京都市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する経費につい
て、公費負担制度を設ける必要があるので提案する。